

金工恩莫大湖市西區縣島大湖鐵球工恩各ニ謝辭ヲ持會協ニ渡財
 恩キ西區田中川世共親吉式ヲ奉歸奉還願イシテ引ノ制備西區登
 輝工册ハ又ハ榮二回要來書イシテ眼痛(一)ヲ醫出シシ終工恩
 外業ヲ發達シテ輝工一冊ヲ世親サシメタ

前同辭シテ世歸スルイ其ニ謝辭ヲ答奉ニ謝狀ヲテスルイ書テテ歸
 文ハ買辦ヲ指シ可ク申合スル謝状ヲテシテ工總主ハ同四制正十代
 工總内ノ食堂ニ集合シテ同四制再シ眼痛(一)ノ要來書ヲ醫出シ
 然シテ益々輝工恩ハ同日午記三制三十代ヨリ全員外業ヲ申出シテ
 華登利ニ就テ前馬外送奉ニ會見シテ謝辭書ハ全端ヲ世歸シシ
 事テシテ又自代ノ手冊ヲ返ナシメ不幸ニ世シシ益々三日五半工恩
 文ニ世シシ工總主山本氣吉ハ回答眼日登ニハ眼痛ニ世歸スルキ謝狀
 三制ヲ眼シテ其ハ回答ヲ求メタ

謝辭書

財團法人協調會大阪支所

中デアル。

別記

嘆願書

一 解雇手當ノ件

- イ 六ヶ月以下日給五十日分
- ロ 六ヶ月以上一ケ年未滿日給八十日分
- ハ 一ケ年以上一ケ月毎ニ日給五日分ヲ支給スルコト
- ニ 退職ノ場合ハ右半額ヲ支給スルコト

二 手當ノ件

- イ 公傷手當ハ給料全額ヲ支給スルコト
 但シ入院ノ場合ハ付添人賄付ノコト
 日給ハ七分支給ノコト
- ロ 缺勤ノ場合ハ缺勤者ノ給料全額ヲ分配スルコト

三 臨時休業ノ件

- イ 一週間以内ハ給料全額支給ノコト